

令和2年度 第4回 宍粟市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画推進委員会（書面開催） 意見等まとめ

1 第8期期間中における小規模多機能型居宅介護事業所および通所介護等の指定の考え方について

ご意見	サービス量の多さの程度によっては制限することもやむを得ない
	通所事業所が増加することで、他のサービスの介護人材が減少するというのは考え方として強引かなと思います。ただし、稼働率を地域ごとに見ると新たな指定については制限することについては同意です。北部地域ではデイサービスが少なく多様性に欠け、選択肢が山崎に比べて少ないところは気になります。
	職員の処遇、負担を考えても新たなサービスを制限することは必要かと思えます。また、稼働率を考えたとき、今の施設に対する勇気ある判断を促すことも必要かと思えます。小規模デイサービスから地域密着型デイサービスに変更となる時点での報酬カットで稼働率が低いと運営は成り立たない状況です。
	高齢化社会が訪れています。通所介護の必要性は増すでしょうが、介護職員の確保が困難な状況が今後も続くと考えられます。新たな指定制限の必要があるでしょう。
	選考結果の考察において、「経営のスキルを身につけることも必要である。」とあるが、提案業者に対してはどのようなアドバイスをされたのか。
	北部地域では訪問系サービスが少なく利用しにくい現状であるなか、（通所介護）事業所の新たな指定の制限は残念ですが仕方がないと考えます。
	現在の状況を考えると事務局の検討方針に賛同します。
	疾患にかかる国の統計からも、今後筋骨格系疾患や認知症の方が今後も増えて、特に北部地域での医療系ニーズは高くなると考えられることから、医療ニーズに対応できる通所介護の必要性を感じますので、これらも課題を検討したうえでの指定決定をしていただければと思います。
	総量規制には賛成です。現状の事業所内で長時間利用（8時間以上）が可能な事業所があれば尚可。
	介護保険事業は、利益重視ではなく利用者への配慮やニーズが重要であり、営業区域は地域に密着したもので広範囲に行われるものではない。また、利用料金（介護報酬）は国で定められてものであり過剰な利益ではないことから、今ある事業所が利用者獲得などの競争で淘汰されることのないよう、既存の事業所のサービス提供量の確保を講じる必要があると思う。
第8期での新規の事業所は見合わせていただいてもいいと思います。小規模の北部（一宮・波賀・千種）への開設は地域にとっては安心できると思いますが、運営は厳しいのが現実です。これからは在宅ベースのサービス（訪問、配食等）が必要になるのではないかと思います。	
回答	通所介護事業の稼働率を鑑みたとき、これ以上の事業所参入がなくとも全体的には第8期計画の通所介護、地域密着型通所介護、介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス）の供給量が満たすことができる見込みであることを前提として、新たな事業所参入があった場合の人材確保の現実性と、併せて、既存事業所の介護人材不足の影響による介護サービス全体の量の低下を懸念しております。
	この計画の根拠法（介護保険法）で、市介護保険事業計画において指定の制限や指定の条件を加えることができるのは、訪問介護、通所介護事業となっており、通所介護事業については計画見込量を満たすということから、この度のご提案に至っております。 ご意見にもございますとおり、サービス選択肢の幅などの課題があるなかで、第8期期間中に一律に新たな指定をしないということではなく、例えば既存事業所に対しても特色のあるサービス選択肢を増やしていただくなどの検討を進めるとともに、事業所数が変化することにより計画見込量に支障が生じるときなどには、新たな指定についての条件をつけるなどの対応をとることとしたいと考え、計画書の記載を変更いたしました。また、訪問介護など充足が必要な在宅サービスにつきましては、今後も引き続き参入事業者の動向を注視いたします。

## 2 介護サービスについて

意見	医療依存度の高い方の「住居」として、介護医療院が創設されました。宍粟市が高い方で在宅が難しい方は他市の療養型医療病床に入院して最後を迎えられます。新設される市民病院では地域医療の拠点であると同時に、一部介護医療院としての機能があるとありがたいと思います。
回答	ご意見のとおり、平成30年4月から、今後増加が見込まれる長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者の受け皿を確保するため、介護医療院が創設され、介護療養型医療施設については、令和5年度末までに介護医療院へ転換することとなっています。市内に介護療養型医療施設はありませんが、佐用町にある病院の医療療養病床（76床）について、介護医療院に転換をしたい旨の相談を受けた経緯があります。現時点では、人材不足等により転換には至っておりませんが、将来的には転換の可能性も見込まれます。また、公立宍粟総合病院の現在の病床数は、一般急性期病棟（7：1）が2棟95床、地域包括ケア病棟が2棟104床となっています。宍粟市新病院整備に係る基本構想においても、これまでの実績としての蓄積である現在の診療科を継承し、病床数についても現在の病床数を前提に検討されるものと考えております。さらに、新病院が果たすべき役割の中でも、地域包括ケアシステムを担う中核病院として入退院支援の円滑な連携により、急性期から在宅復帰に向けた医療及び訪問診療等の在宅医療の取組みを進めることとしており、長期療養の機能を備えた施設である介護医療院は、現段階では想定しておりませんが、今後の長期的な地域包括ケアシステムの中で検討していきます。

## 3 仕事を介護の両立に向けた支援・サービスの提供体制

意見	一般企業向けに、介護と仕事の両立支援の研修会等の実施を望みます。各企業の人事担当者の方は、なかなか従業員の方が介護者でありながら仕事をしている点については十分に知りえていない現状があるように感じます。公的支援や、企業独自の支援、商工会等の協力を得て実施することを希望します。
回答	ご意見のとおり、仕事と介護の両立に向けた理解促進は必要と考えております。今後、介護事業所や企業とのご理解ご協力をいただきながら、どのような形での実施がよいかを含め、検討を進めてまいります。

## 3 防災対策の推進

意見	想定外の災害が多発するなかで、福祉避難所として指定されている。施設の被災に関する対応にも考慮が必要。行政と施設長とで一度災害に備えるために話のできる機会をつくってください。
回答	当市において平成27年8月20日より随時、災害時における福祉避難所の開設等に関する協定を締結しており、現在、10法人15施設と協定を締結しています。平成21年の台風9号による風水害、平成30年の豪雨災害等を経験しており、今後においていつ起こるか分からない災害等に対し、宍粟市地域防災計画に基づき、高齢者、障がい者、妊産婦、病弱者など、避難所生活において何らかの配慮を必要とする人に対し福祉避難所の開設が必要と判断されることもあるため、福祉避難所の施設等と行政の検討会が必要であると考えています。

4 感染症対策の推進

<p>ご意見</p>	<p>今回の宍粟市でのコロナの拡大を反省として、在宅の利用者のみならず、介護施設を守るために行政として何が必要であったのかを調べその上で明記いただきたい。</p> <p>感染症対策の推進について、介護事業所において新型コロナウイルス感染症の発生が疑われる場合の支援について、事業所努力に任せることなく公助による支援が必要である。また、介護サービスの代替えを提案する際など、個人情報の取り扱いに注意する必要があると思う。</p>
<p>回答</p>	<p>感染症対策は県の業務として位置付けられておりますが、今回の新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みとして、県だけでは対応できないような状況や、県から市に情報を得ることができない現状がございました。そのような中でも、宍粟市として市民の命を守るべく龍野健康福祉事務所へ相談しながら本市としてできること等を随時検討しながら対応しており、その状況下においても、個人情報の取り扱いについて留意しながら、市では市民からの相談や介護保険サービス事業所、教育委員会等の情報を集約しつつ、さらにできる限りの対応を行っているところです。</p> <p>宍粟市医師会の協力を得ながら宍粟市発熱外来臨時検査所の設置、龍野健康福祉事務所が実施する濃厚接触者等へのPCR検査の協力支援を実施や、市民に対しては、広報紙やしーたん放送、しそチャンネル等を通じ感染予防対策の啓発や周知を強く行い、また、妊婦・難病患者・医療依存度が高い方に対してはマスクの配布、自主組織である通いの場に対しては、感染対策の指導（消毒液の配布）、自粛期間中に対しては筋力低下等の予防のために自宅で安全にできる体操等の紹介をするとともに、再開時には、再度感染対策の指導を徹底しております。また、介護保険サービス事業所等に対しては、感染症対策の周知と確認や助言、衛生材料の確認や支援（紙マスク・消毒液・ゴム手袋等の配布）を引き続き行うなか、施設等で陽性者を把握した場合は、県、施設長や管理者と連携しながら感染拡大防止対策の検討や、衛生材料の配布など、県や医師会と連携、度重なる調整等も行うなかで医療連携を図ってまいりました。</p> <p>新型コロナウイルスの特徴として潜伏期間から検討すると発症した時には、既に感染拡大が起こっている状況となっていることから、介護サービス提供にあたって平時からの感染対策の見直しや徹底について、各施設における感染症マニュアルの確認や研修の実施など、今後もさらに県と連携しながら進めてまいります。</p>

5 アンケート結果(3)各団体の意見からの考察

ご意見	(計画素案P41) 行政との協働による新型コロナウイルス感染症防止のための閉じこもり対策(波賀圏域)との表現がありますが、感染防止の観点からすると、外出自粛の意味かと思いますが、「閉じこもり」の表現に疑問を感じます。
回答	「コロナ禍において高齢者が閉じこもり傾向となることの行政と地域の連携による見守り活動」に修正します。

5 介護人材確保対策

ご意見	介護人材について、質の向上や量の確保はすべての施設で容易ではない。介護職の育成、イメージアップ、能力に応じた資格取得や制度、スキル向上研修等、市独自に発信していただきたいと思います。
	人材不足は以前から言われていることであり、その状況を改善するためにどのような対応を考えているか。また、素案P82の取り組みを進めた場合に、何人の介護人材を確保できる見込みなのか。
	(計画素案にある) 人材確保の新たな取り組みには相当のエネルギーが必要であり、具体的な取り組みが実現することを熱望します。
	施設におけるサービス対象者は機能障害を持つ方がほとんどで、その中でも認知機能低下を抱えている方が多くを占めています。そこで実感するのが「人が人を支援する」ということです。 介護の現場で働く方のご苦労は想像以上です。 人材確保においては、介護職員に対する「待遇の改善、向上」がなによりも必要であり、介護職を「なりたい職業」に押し上げることが重要と考えます。 このことは現場レベルだけではなく、行政が積極的に取り組むべきと考えます。
	定年等で自由な時間が持ちやすい方に、地域の高齢者が支えていただける仕組みを考えてほしいと思います。高齢者夫婦、独居が多くなり、介護保険では支えきれなくなっていると思います。
回答	<p>専門職の確保については人材育成期間も含めて長期間にわたるものとなり、長期的な視点に立って事業を継続していく必要を感じております。同様にイメージアップについても兵庫県や近隣市町とも連携し、全体的に実施することが有効と考えております。こうしたことから第8期期間中において人材確保の明確な人数はお示しが難しい現状ですが、長期的継続的に介護職員確保対策をすすめることによって少しでも解消を目指してまいります。</p> <p>また、定年等による退職後の元気高齢者に対して、地域の高齢者福祉を支える人材となるしくみづくりについても進めてまいります。</p>

ご意見は以上となります。